



60歳以上の消費者トラブル 通信販売の相談件数過去最高に！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

国民生活センターの発表によると、2020年度に全国の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、契約当事者が60歳以上である相談件数が、約34万件あったケロ！
特に通信販売に関する相談が増加し、過去最高の相談件数だケロ！

◆◆相談事例とトラブルの特徴◆◆

- 定期購入のサブりを解約したいが、無料メッセージアプリの手続きがうまくいかない。
- 携帯電話の調子が悪いため店舗に行ったら、最新型のスマホの契約を勧められた。
- 「固定電話をアナログ回線に戻すと料金が安くなる」と業者に言われ応じた。
- 定額制動画配信サービスの解約手続きができない。
- トイレの水漏れ修理を依頼したところ、高額な便器の交換を勧められた。

- 通信販売に関する相談が増加。
- 健康食品等の定期購入に関する相談が増加。
- 情報通信関連の相談が非常に多い。
- 高齢になるにつれ、訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入の相談割合が高くなる。
- 新型コロナウイルス感染症に関する相談が見られた。

困った時は、**消費者ホットライン「188(いやや!)**」へ相談してケロ！ 被害に遭わないためには消費者トラブルについて知ることが大事だケロ。「出前講座」を活用してケロ。
(出前講座については裏面をご覧ください。)



10月・11月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	10月 6日(水) 11月10日(水)	14:30～16:30	023-624-0999

ご存知ですか？ 「山形県金融広報委員会」

お金についての情報を、もっと暮らしに役立ててほしい。そのために必要な情報をもっとわかりやすく届けたい。そんな思いで活動しています。

山形県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、金融教育などに関する講演会等に「山形県金融広報アドバイザー」を無料で派遣しています。学校、PTA、公民館、老人クラブ、サークル、地域での勉強会などに利用してみませんか。

テーマ例

☆スマホでキャッシュレス☆社会に出て気をつけたいこと☆老後資金の準備
☆おこづかいの勉強と貯金箱づくり☆落語で学ぶ悪質商法☆ライフプランと年金☆金融商品の知識など

問合せ先

山形県金融広報委員会 TEL023-630-3237

(山形市松波 2-8-1 山形県消費生活・地域安全課内)

◆詳しくは金融広報委員会ホームページをご覧ください。



転ばぬ先の杖！「出前講座」を活用しよう！

悪質商法による被害や契約トラブルを防ぐための注意点・消費生活に関する知識を、事例を紹介しながら分かりやすくお話しします。お申込みは開催日の概ね1ヵ月前までをお願いします。

テーマ例

☆高齢者に多い消費者トラブル☆契約の基礎知識☆多重債務に関する知識
☆見守り活動のポイント☆若者が狙われる悪質商法☆インターネット・スマホでのトラブル☆子どもの事故防止など

問合せ先

山形県消費生活センター
TEL023-630-3237



◆申込用紙はホームページからダウンロードできます。



◆◆消費者カアアップ ワンポイント講座◆◆

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。様々なトラブルにあわないために、この機会に皆で賢い消費者を目指しましょう。

〈問題：クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高がわかりにくいのは？〉

- ① 36回分割払い ② リボルビング払い(リボ払い) ③ ボーナス1回払い

.....〈答えと解説〉.....

●正解は②リボルビング払い(リボ払い)。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられるが、支払期間が長くなりがちで、手数料もかさみ支払総額も増える。定期的な支払いが続き、残高が分かりにくくなる。

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。